

# 第47回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 平成28年6月22日（水曜日）  
開会 10:00（受付開始 9:00）

**場所** 東京都中央区日本橋2丁目3番4号  
日本橋プラザビル 3階展示場

## 目次

■ 第47回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
〈会社提案〉	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役11名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	8
第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・ オプションに関する報酬等の具体的な 内容決定の件	9
〈株主提案〉	
第5号議案 定款変更の件	11
第6号議案 剰余金の処分の件	13
(添付書類)	
■ 事業報告	18
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	34
■ 監査報告書	38

**新日本空調株式会社**

証券コード：1952

証券コード 1952  
平成28年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

**新日本空調株式会社**

代表取締役会長 高橋 薫

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、以下のいずれかの方法により、平成28年6月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、16ページから17ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成28年6月21日（火曜日）午後5時30分までに行ってください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号  
日本橋プラザビル 3階展示場

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第47期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

##### 〈 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） 〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

##### 〈 株主提案（第5号議案および第6号議案） 〉

第5号議案 定款変更の件

第6号議案 剰余金の処分の件

各議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

### 4. 議決権行使にあたってのご注意

会社提案である第1号議案と株主提案である第6号議案は、相反する関係にあります。したがいまして、双方に賛成された場合は、第1号議案および第6号議案への議決権の行使は無効とさせていただきますので、ご注意ください。

### 5. インターネットによるご提供

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」および計算書類の「重要な会計方針及びその他の注記」につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.snk.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載していません。したがいまして、添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.snk.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 〈 会社提案 (第 1 号議案から第 4 号議案まで) 〉

#### 第 1 号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しましては、株主の皆様にご安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としております。

配当については、年間20円を基本に業績に応じた特別配当を実施する方針としており、当期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに財務状況等を勘案し、普通配当10円に特別配当5円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は中間配当金10円とあわせ25円となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき 15円

(普通配当 10円、特別配当 5円)

配当総額 367,574,415円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月23日

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	たか はし かおる 高 橋 薫 (昭和21年11月1日)	昭和40年 4月 東洋キャリア工業(株)入社 昭和44年11月 当社に移籍 平成13年 6月 当社取締役名古屋支店長 平成14年 4月 当社取締役上席執行役員名古屋支店長 平成14年 6月 当社上席執行役員名古屋支店長 平成16年 4月 当社常務執行役員名古屋支店長 平成17年 4月 当社常務執行役員首都圏事業本部長 平成17年 6月 当社常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長 平成19年 6月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長 平成20年 4月 当社専務取締役専務執行役員都市施設・リニューアル事業本部長 平成22年 2月 当社代表取締役社長 平成26年 6月 当社代表取締役会長 (現任)	27,049株
2	なつ い ひろ し 夏 井 博 史 (昭和25年11月4日)	昭和54年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 平成18年 4月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 平成18年 6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 平成20年 4月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長 平成20年 6月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長 平成22年 6月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長 平成23年 4月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長 平成25年 4月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長 平成25年 6月 当社取締役副社長営業本部長 平成26年 4月 当社取締役副社長 平成26年 6月 当社代表取締役社長 (現任)	22,588株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	う さ み たけ し 宇 佐 美 威 司 (昭和26年11月5日)	昭和49年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社首都圏事業本部リニューアル事業部副事業部長 平成20年 4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部リニューアル事業部長 平成22年 4月 当社上席執行役員都市施設・リニューアル事業本部リニューアル事業部長 平成23年 4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼リニューアル事業部長 平成23年 6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼リニューアル事業部長 平成25年 4月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長 平成25年 6月 当社常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長 平成28年 4月 当社常務取締役常務執行役員特命事項担当 (現任)	9,050株
4	ふ ち の さ と し 瀧 野 聡 志 (昭和31年10月12日)	昭和55年 4月 東京芝浦電気(株) (現(株)東芝) 入社 平成13年 2月 (株)東芝柏崎刈羽原子力作業所 所長 平成18年10月 同社原子力フィールド技術部長 平成24年 4月 当社入社 平成24年 6月 当社取締役上席執行役員原子力担当 平成27年 6月 当社常務取締役常務執行役員原子力担当 (現任)	8,390株
5	あ か ま つ け い い ち 赤 松 敬 一 (昭和34年1月13日)	昭和58年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社経営企画本部企画部長 平成20年 4月 当社執行役員経営企画本部副本部長 平成20年 6月 当社執行役員経営企画本部長 平成22年 4月 当社上席執行役員経営企画本部長 平成25年 4月 当社上席執行役員海外事業統括本部長 平成26年 6月 当社取締役上席執行役員海外事業統括本部長 (現任)	10,438株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	おおみや よしみつ 大宮 祥光 (昭和30年8月12日)	平成4年3月 当社入社 平成16年4月 当社原子力事業部営業部長 平成21年10月 当社原子力事業部副事業部長兼営業部長 平成22年10月 当社原子力事業部副事業部長 平成23年4月 当社執行役員原子力事業部長 平成25年4月 当社上席執行役員原子力事業部長 平成26年4月 当社上席執行役員営業本部長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長 平成28年4月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長 (現任)	7,272株
7	しももと さとし 下元 智史 (昭和35年6月28日)	平成2年1月 当社入社 平成15年10月 当社名古屋支店営業部長 平成19年4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部営業一部長 平成20年4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長 平成23年4月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 平成24年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 平成28年4月 当社取締役上席執行役員営業本部長 (現任)	3,372株
8	えん どう きよし 遠藤 清志 (昭和33年1月13日)	昭和57年4月 当社入社 平成21年3月 当社都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部副事業部長兼技術一部長 平成21年4月 当社都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部副事業部長 平成23年4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長 平成24年1月 当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長 平成25年4月 当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長 平成26年4月 当社執行役員技術本部長 平成27年6月 当社取締役上席執行役員技術本部長 (現任)	5,617株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	新任 やま だ いさ お 山 田 勇 夫 (昭和28年7月26日)	昭和52年4月 日機装備入社 平成3年4月 当社入社 平成16年5月 当社管理本部総務人事部長 平成17年4月 当社管理本部総務部長 平成22年6月 当社管理本部 平成22年6月 当社監査役(現任)	8,655株
10	社外取締役候補者 いち みや まさ ひさ 一 宮 正 寿 (昭和37年7月4日)	平成8年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 菅原・山田法律事務所入所 平成13年4月 山田・一宮法律事務所開設(現任) 平成20年6月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役(現任)	1,000株
11	社外取締役候補者 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (昭和25年1月5日)	昭和48年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成9年7月 主税局総務課長 平成10年7月 大阪大学法学研究科教授 平成15年1月 東京税関長 平成16年7月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロムビア ロースクール客員研究員 平成17年7月 財務省財務総合政策研究所長 平成19年1月 財務省財務総合政策研究所特別研究官(現任) 平成19年4月 中央大学法科大学院教授(現任) 公益財団法人東京財団上席研究員(現任) 平成21年10月 一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテ ュート理事長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	1,391株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 一宮正寿、森信茂樹の両氏は社外取締役候補者であります。また、当社は両氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 一宮正寿氏は、弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
  - (2) 森信茂樹氏は、行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
4. 一宮正寿、森信茂樹の両氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

5. 当社は、平成27年10月に北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関し、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。社外取締役の一宮正寿、森信茂樹の両氏は、コンプライアンスに関し日頃から内部統制システムや具体的施策について確認し、意見表明をしており、再発防止に向けたコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底について確認をいたしております。
6. 当社は、一宮正寿、森信茂樹の両氏との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山田勇夫氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
新任 くすだもりお 楠田守雄 (昭和27年2月17日)	昭和49年4月 当社入社 平成14年5月 当社経理部長 平成17年4月 当社管理本部副本部長 平成19年7月 当社内部統制プロジェクト室長 平成21年4月 当社執行役員内部統制部長 平成22年6月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長兼総務部長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長（現任）	9,045株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

#### 第4号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は、平成27年6月19日開催の第46回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすべく承認をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額50百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）となります。

また、付与する新株予約権の具体的な内容は次のとおりであります。

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- (2) 新株予約権の総数  
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は1,000個を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額  
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。  
なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当社の取締役会において定めるものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件  
新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (ご参考)  
当社は、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を当社取締役会決議により発行する予定であります。

## 〈 株主提案 (第5号議案および第6号議案) 〉

第5号議案および第6号議案は、株主2名からのご提案によるものであります。

以下、議案の内容および提案の理由は、株主から提出された株主提案を原文のまま記載し、各提案に対する取締役会の意見を記載しております。

### 第5号議案 定款変更の件

#### 1. 議案の内容

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

##### 第8章 政策保有株式

##### (政策保有株式の売却)

第45条 当社が、本条を追加する定款変更の効力発生日現在、純投資目的以外の目的で保有している上場株式は、第48期中に、速やかに売却するものとする。

#### 2. 提案の理由

当社が、純投資目的以外の目的で保有している上場株式（以下「政策保有株式」といいます。）は、平成27年3月期末現在では65銘柄で、貸借対照表（単体）計上額は約208億円でした。

平成27年12月31日現在で、当社の純資産（連結）は約361億円（1株当たり約1460円）で、現在の当社の株価は純資産倍率1倍を大きく下回っています。また、平成28年3月期の当社の予想当期純利益（連結）に基づく自己資本利益率（ROE）は約4.7%と低く、ROE向上の観点からも、資産から投資有価証券を減らし、自己資本も応分に減ずることが望まれます。

昨年6月から「コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）」が施行され、当社は昨年12月15日付でコーポレートガバナンスに関する報告書を東京証券取引所に提出しています。その中で、コードの「原則1-4. いわゆる政策保有株式」に関して、保有に関する方針等として「投資先との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー効果、配当等を鑑み保有していく方針です。その結果として、当社の企業価値を高め、株主の中長期的な利益につながると考えています（後略）」と記載しています。しかし、平成28年4月8日に株主提案者が当社経営陣と面談した際に政策保有株式と当社の企業価値向上の因果関係を質問しましたが、合理的な回答は得られませんでした。また、当社はコードで「策定・開示すべきである」とされている議決権行使基準の開示も行っておりません。

以上の通り、当社が現在保有する政策保有株式は、その保有について合理的に説明できないものであり、直ちに売却すべきです。そして、政策保有株式の売却により得られる資金は、当社の株主価値向上に資する新規のビジネス開発やM&A（相手先の株式を保有する場合は、株式保有の目的を合理的に説明できるものに限ります。）等に充当することによりそれら売却代金を活用すべきです。

さらに、その資金を、自己株式取得等の株主還元を行うためにも使用することができます。

#### ◇ 取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は企業理念の中で、顧客・株主・職員・協力会社をはじめ、すべての人々との信頼関係を大切に、「良き企業市民」として、社会の発展に貢献するとともに、公正・透明、自由な競争を基本に開かれた企業活動を実践していくことを定めており、コンプライアンスの徹底のための施策を通じて、企業価値の向上に努めていくことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

コーポレートガバナンス・コードに向けては、「当社の生業」と「よって立つ基盤」を踏まえ、更には「中長期的に将来を見据えた」上で、「当社とステークホルダーにとって企業価値の向上と持続的成長発展に真に資するかどうか」の視点で、様々な角度から慎重にかつ十分に検討し、対応しているところでございます。

このような経営方針の下、当社が純投資目的以外の目的で保有する株式（以下、「政策保有株式」といいます。）は、投資先企業との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー効果、配当等を鑑み、保有することを基本方針としております。保有株式については、基本方針に則り、取締役会にて、その要否を定期的に検証することとしております。

平成28年3月期末時点での当社の政策保有株式は、63銘柄、18,396百万円ですが、独立社外取締役および監査役全員が出席する当社取締役会において、保有の要否を検証した結果でございます。従いまして、現在保有しているものにつきましては、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと確信しており、当社とステークホルダー共同の利益につながるものと考えております。

加えて、当社は、政策保有株式の適切な議決権行使が投資先企業のガバナンス体制の強化を促し、投資先企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考えております。その議決権の行使にあたっては、投資先企業の状況や当社との取引関係等を踏まえた上で、議案に対する賛否を適切に判断し、政策保有株式について議決権を行使いたしております。

また、当社は、企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長が必要と考え、成長投資とリスク許容ができる株主資本の水準を保持することが重要であると認識しております。そのために、まず利益の増大が大切であり、請負型、労働集約型の特性を持つ当社においては、受注工事高、完成工事高、繰越工事高、利益を最重要な指標と位置づけ、それらの継続的向上を図っており、社内呼称として前期比「増の4冠」を掲げております。その意図するところは、「質と量」ならびに「分野別」等について、市場環境の変化を敏感にとらえつつも、将来最適を念頭に、過度に片寄らず、「バランス調整」を行いながら、「安定的に、持続的に成長発展」を目指すことにあります。そして、その結果がROE向上につながるものと認識しております。提案株主様から、低いご指摘のありますROEにつきましては、当期は6.2%となっております。また「増の4冠を意識した企業活動」が近年、業績として最重要な指標等に反映（15ページ、資料ご参照）されてきております。

従いまして、当社取締役会は、当社の政策保有株式につきましては、当社の基本方針に則り、合理的に要否を判断しており、提案株主様の「当社の政策保有株式を第48期中に売却する。」とのご提案は、当社の政策保有株式の基本方針に合致せず、短期的な視点に立脚した内容であることから、中長期的に当社の企業価値を毀損する恐れがあるものと考えております。

## 第6号議案 剰余金の処分の件

### 1. 議案の内容

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第47期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、平成28年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額（ただし、小数点第一位以下を切り捨てた金額）から10円を控除した金額を配当する。

なお、この場合の配当総額は、上記の1株当たりの配当金額に平成28年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月に開催される定時株主総会の開催日の翌日

### 2. 提案の理由

当社の平成27年3月期有価証券報告書によれば、同月31日現在の連結貸借対照表上、有利子負債は約39億円、保有する現預金は約77億円です。また、同日現在、当社は投資有価証券として約246億円を保有しています。上記の通り、この投資有価証券の大部分が政策保有株式であり、速やかに売却して現金化すべきです。

一方、当社は、平成28年3月25日付で1株当たり年間配当を25円と公表しております。しかし、当社の自己資本の大きさ、保有する巨額の投資有価証券および予想当期純利益に鑑み、この予定配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではありません。当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、剰余金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価を向上させることにつながりますので、剰余金の配当を大幅に増額すべきです。逆に、これ以上現金類似資産の保有を増加させても、金利はほぼゼロ又はマイナスであり、実質的な資産価値は減少するおそれさえあります。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の純資産及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままです。

#### ◇ 取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、業績向上に向けて企業体質の強化を図るとともに、株主の皆様に安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としております。

当社はこのような認識のもと、第1号議案「剰余金の処分の件」にてご説明させていただいているとおり、配当につきましては、年間20円を基本に業績に応じた特別配当を実施することとしており、過去5事業年度では、基本配当を15円から20円に、特別配当も2.5円から5円にと引き上げてまいりました（15ページ、資料ご参照）。また、当期においては自己株式の取得を実施していることから、適切な株主還元を実施しているものと考えております。

次に、内部留保金の考え方についてご説明いたします。当社は、中期経営計画の柱となる基本方針を、「地球環境を先導すべく、環境ソリューションカンパニーとして、顧客ニーズに的確に応えた「S N K品質」の深化と進化で真価を極める」をキーワードとし、1. 顧客信頼度の究極真価、2. 技術の継承と先進技術の訴求展開、3. コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制、を基本課題に掲げ、取り組んでおります。特に、先進技術の面では、今後更に高まる「省エネ」ニーズに対し、再生可能エネルギーや未利用エネルギー利用と先端の省エネ技術の融合を図るZ E B化技術への取り組みや、保有技術の見える化の発信拠点としてのお客様向けショールーム『e-labo』の開設、人材育成などに取り組んでおり、これらを実現するための成長への投資である研究開発や設備投資、更に人材育成への投資等は、当社企業価値向上に欠かせません。一方で、経営基盤拡大のためのアライアンスやM&Aにも注力しているところでございます。

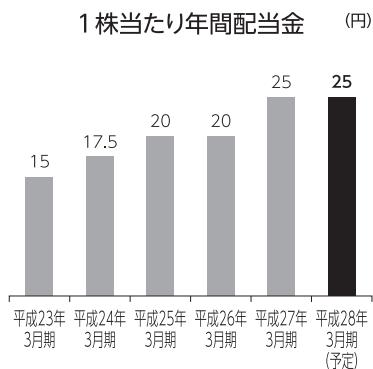
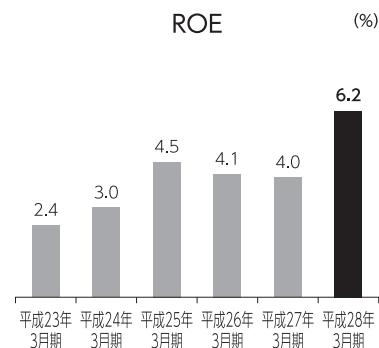
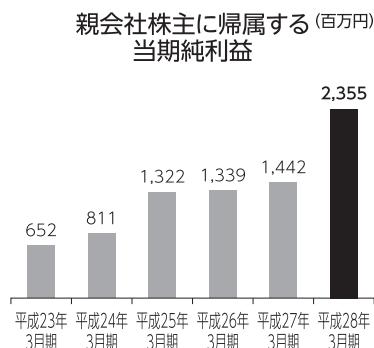
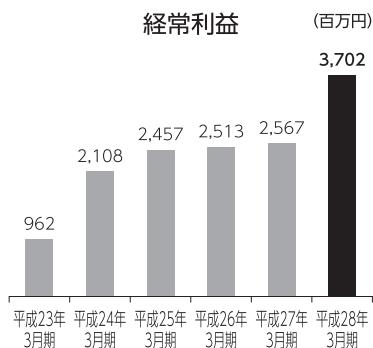
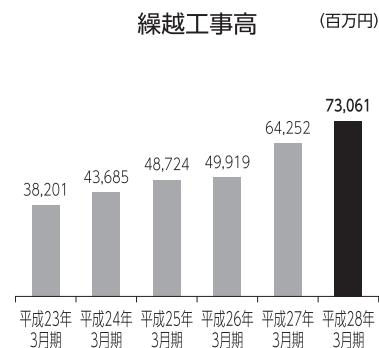
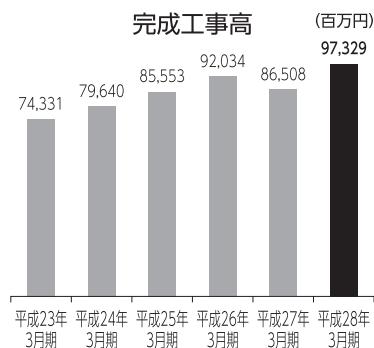
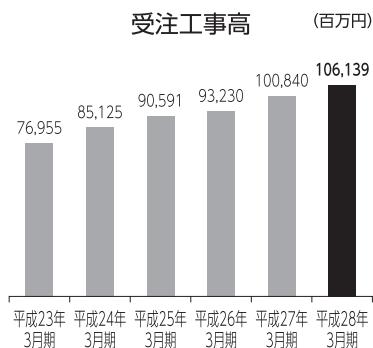
また、当社の属する建設業界は、競争環境も厳しく、先行きも不透明なことから、当社の企業価値を中長期的に向上させていくためには、健全かつ強靱な財務基盤を維持・強化していくことが、極めて重要であります。

要は株主の皆様への適切な還元、成長への投資、備えの強化、この3項目をバランスよく、継続的に実施していくことが肝要であると考えております。

そのためには一定の株主資本の水準を保持することが重要であると認識しており、そのような観点から、当社においては未だ十分な株主資本水準とは言えないものと考えております。

従いまして、当社取締役会は、当社の当期純利益の100%を配当する内容のご提案は、当社の株主還元の方針に合致せず、短期的な視点に立脚した内容であることから、中長期的に当社の企業価値を毀損する恐れがあるものと考えております。

[資料：当社グループの主要な経営指標]



以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年6月21日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

##### (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして、Ver.5.01 SP2以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして、Ver.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

##### (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031（受付時間 午前9時から午後9時）

(2) その他のご照会は、以下にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031（受付時間 午前9時から午後5時 土日休日を除く）

以 上

# 事 業 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が継続し、企業収益は、円安や原油安の影響で、好調な業績となっているものの、設備投資には緩慢さが見られるとともに、個人消費も円安影響による食品等の価格の上昇により伸び悩みが見られ、回復局面が見えてこない状況で推移しました。

このような環境下、当社グループは、中期経営計画「究極真価プラン2016」(2014～2016年度)の初年度であった2014年度における一層の進展を目指し、2年目の事業を運営しました。この中期経営計画は「顧客ニーズに的確に応えたS N K品質の深化と進化で真価を極める」をキーワードとし、①顧客信頼度の究極真価、②技術の継承と先進技術の訴求展開、③コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制、という三つの基本課題を掲げております。

その2年目である当年度の受注活動におきましては、大きく変化し始めた受注環境を注視しつつ、従来から取り組んでまいりました質と量、すなわち採算性とボリュームのバランスを見極めた活動を推進した結果、受注工事高は前期比5.3%増の1,061億3千9百万円となり、公表値の1,050億円を達成しました。

完成工事高につきましては、公表値1,000億円の達成にはわずかに届きませんでした。前期比12.5%増の973億2千9百万円となり、ほぼ目標を達成することが出来ました。一方で、手持工事量は大幅に増加し、グループ全体の次期繰越工事高は88億9百万円増の730億6千1百万円となりました。

利益面におきましては、受注環境が堅調に推移したことと、グループ全体での固定費削減努力を徹底して行った結果、完成工事総利益は前期比18.3%増の98億6千万円、営業利益は前期比59.0%増の34億5百万円、経常利益は前期比44.2%増の37億2百万円となりました。

また、特別利益として1億9千8百万円、特別損失については1億2千9百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比63.3%増の23億5千5百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)	前期比	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事事業	100,840	106,139	5.3%	86,508	97,329	12.5%

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き東京五輪関連のインフラ事業を始め、民間による建築計画の増加、製造業の国内回帰などが期待され、建設投資は活発になることが見込まれます。反面、様々な建築計画が接踵することと建設業界の構造的問題でもある施工人員不足、技術者不足が中長期的な課題となっております。人員リソースの確保と適切な配分、無駄を省いた生産性の大幅向上、工期遅延対策は企業業績の面からは避けて通れない課題であり、引き続き積極的に取り組んでまいります。

このような状況下、当社グループは、「究極真価プラン2016」（2014～2016年度）の基本課題を推し進め、社会貢献と企業価値の向上を目指すとともに、業績向上に注力する所存であります。

なお、当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関し、平成27年10月9日に公正取引委員会から排除措置命令を受けました。株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、当事態を厳粛かつ真摯に受け止め、平成26年3月6日より実行している各種の再発防止策を確実に継続させ、コンプライアンスの徹底を図るとともに、信頼回復に最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は75百万円であります。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	90,591	93,230	100,840	106,139
完 成 工 事 高	85,553	92,034	86,508	97,329
経 常 利 益	2,457	2,513	2,567	3,702
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,322	1,339	1,442	2,355
1株当たり当期純利益	52円39銭	53円05銭	57円15銭	95円47銭
総 資 産	80,369	85,002	83,652	91,622
純 資 産	31,112	34,034	38,067	37,396

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

## (6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事業	59,849	95,202	90,083	64,967

## (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新日空サービス株式会社	100 百万円	100.0 %	設備工事業
新日本空調工程(上海)有限公司	375	100.0	設備工事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	358	100.0	設備工事業

## (8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

## (9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部、都市施設事業部、リニューアル事業部、産業施設事業部、ビジュアルソリューション事業部、海外事業統括本部(東京都)、原子力事業部(神奈川県)
	支 店	北海道、東北(宮城県)、関東(千葉県)、横浜、名古屋、大阪、中国(広島県)、九州(福岡県)
	研 究 所	技術開発研究所(長野県)
子会社	新日空サービス株式会社(東京都)	
	新日本空調工程(上海)有限公司(中国)	
	SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED (スリランカ)	
	SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD. (シンガポール、ミャンマー、カンボジア)	

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,443名	305名増

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,021名	150名増

(注) 従業員数が増加した主な理由は、当事業年度より契約社員の員数を含めたことによるものです。

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,910百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 84,252,100株
- (2) 発行済株式の総数 25,282,225株
- (3) 株主数 5,342名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日本空調協和会	1,949 千株	7.95 %
インタートラスト トラストィーズ (ケイマン) リミテッド ソールリー イン イッツ キャパシティィー アズ トラストィー オブ ジャパン アップ	1,348	5.50
三井物産株式会社	1,266	5.16
株式会社東芝	1,255	5.12
株式会社三井住友銀行	1,006	4.10
三井住友信託銀行株式会社	1,000	4.08
新日本空調従業員持株会	995	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	809	3.30
日本電設工業株式会社	760	3.10
株式会社東京エネシス	571	2.33

(注) 持株比率については、自己株式 (777,264株) を控除して算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 橋 薫	
代表取締役社長	夏 井 博 史	
常 務 取 締 役	宇佐美 威 司	首都圏事業本部長
常 務 取 締 役	淵 野 聡 志	原子力担当
取 締 役	楠 田 守 雄	管理本部長
取 締 役	赤 松 敬 一	海外事業統括本部長
取 締 役	大 宮 祥 光	営業本部長
取 締 役	下 元 智 史	首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長
取 締 役	遠 藤 清 志	技術本部長
取 締 役	一 宮 正 寿	弁護士
取 締 役	森 信 茂 樹	財務省財務総合政策研究所特別研究官 中央大学法科大学院教授 公益財団法人東京財団上席研究員 一般社団法人ジャパン・タックス・インスティテュート理事長
常 勤 監 査 役	山 田 勇 夫	
常 勤 監 査 役	壺岐尾 透	
監 査 役	鶴 野 隆 一	公認会計士
監 査 役	城之尾 辰 美	税理士、ニチアス(株)監査役

- (注) 1. 監査役一宮正寿氏は、平成27年6月19日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 取締役一宮正寿、森信茂樹の両氏は社外取締役であります。
3. 監査役壺岐尾透、鶴野隆一ならびに城之尾辰美の各氏は社外監査役であります。
4. 取締役一宮正寿、森信茂樹の両氏、監査役壺岐尾透、城之尾辰美の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役鶴野隆一氏は公認会計士として、同城之尾辰美氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	11名	255百万円
監 査 役	5名	44百万円
合 計 (うち社外役員)	16名 (6名)	300百万円 (35百万円)

- (注) 1. 報酬限度額は、株主総会の決議（平成27年6月19日開催定時株主総会）により取締役 年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役 年額72百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与90百万円を含み、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。
3. 監査役の支給額には、退任した監査役1名分を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	一 宮 正 寿	取締役就任後に開催された取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
取 締 役	森 信 茂 樹	取締役就任後に開催された取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
常 勤 監 査 役	壺 岐 尾 透	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	鶴 野 隆 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	城 之 尾 辰 美	監査役就任後に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。

各社外役員は、コンプライアンスに関し、日頃から内部統制システムや具体的施策について確認し、意見表明をしております。

当事業年度において、当社は北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関し、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。各社外役員は、再発防止に向けたコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底について確認をいたしております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が監査役会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の基本方針を次のとおり定めております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守（コンプライアンス）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として企業行動憲章を制定し、役員、職員に順守を求める。
- 2) ガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討を行い、全てのリスクに対処し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は速やかに是正改善を図る。
- 3) コンプライアンス統括責任者としてＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、ＣＣＯを委員長とするコンプライアンス委員会を、経営倫理委員会の下部組織として設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、経営倫理委員会に報告を行う。
- 4) 独占禁止法違反の未然防止を図るため、内部統制部長を委員長とした受注プロセス監視委員会を経営倫理委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、経営倫理委員会に報告を行う。
- 5) コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口（ヘルプライン）を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。
- 6) 役員、職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- 7) コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。
- 8) 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的を実施する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業等の様々なリスクに対処するため、各部門と緊密な連携を図り、情報の収集、リスクの特定や分析、対策の実施ならびに社内規程を整備することにより、リスク管理体制を構築する。
- 2) 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- 3) 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- 2) 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- 3) 経営会議：経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- 4) 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社の企業行動憲章にもとづき、関係会社各社において行動基準を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役職務の実効性を高め、かつ監査役職務を円滑に遂行するため、監査役職務執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保する。補助する職員の人事については監査役と協議するものとする。
- 2) 監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、監査役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

(7) 当社企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内規定している重要な会議または委員会に出席する。
- 2) 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- 3) 取締役は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査役に対して報告する。
  - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
  - b 内部監査状況
  - c リスク管理に関する状況
  - d 重大な法令・定款違反
  - e ヘルプラインの相談状況
  - f その他コンプライアンス上重要な事項
- 4) 監査役は必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- 5) 上記を含め、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、社長、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- 2) 監査役が必要と認めたときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- 3) 監査役の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社企業集団は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることで、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当社は、企業行動憲章を役員、職員に周知し、順守を求めました。また、経営倫理委員会、コンプライアンス委員会および受注プロセス監視委員会を開催し、ガバナンスやリスク、コンプライアンスに関する事項の審議、報告を行っております。

なお、コンプライアンス違反に対する再発防止策を策定し、役員、職員に対しては、ヘルプライン、独占禁止法相談窓口の周知ならびにコンプライアンス教育を行いました。

(2) 取締役の職務の執行体制

取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議、意思決定するとともに、社外取締役を含めた構成とし、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しています。また、執行役員制の採用、経営会議の開催ならびに稟議制度の運用により適正化、効率化を図っております。

(3) リスク管理体制

当社は、事業等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、内部監査部門をはじめ各部門と緊密な連携を図り情報収集を行い、対策を講じております。また、重要案件については、経営会議または取締役会で審議、意思決定を行うなど、リスク管理体制の整備、強化に努めております。

#### (4) 関係会社管理体制

当社は、関係会社管理規程にもとづき、定期的に経営状況を把握し、重要事項について報告を求めました。また、各社における企業行動憲章や社内規程、ヘルプラインの整備・運用を求め、コンプライアンスの推進を図っております。

#### (5) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行いました。また、社長、取締役、内部監査部門ならびに会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催し、監査の実効性を高めております。

#### (6) 内部監査体制

内部監査部門は、当社グループの内部監査を実施し、コンプライアンス、リスク管理の状況を監査し、課題や問題の把握に努めております。また、監査結果については取締役、監査役に随時報告を行っております。

#### (7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断の決意について、企業行動憲章に定め役員、職員へ周知を行っております。また、取引先との契約に際して反社会的勢力排除に関する条項を記載するほか、警察等の外部専門機関との協力体制を構築しております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	8,210	支払手形・工事未払金	33,809
受取手形・完成工事未収入金	50,782	短期借入金	9,760
電子記録債権	2,995	リース債務	32
有価証券	404	未払法人税等	1,353
未成工事支出金	721	未成工事受入金	1,433
その他のたな卸資産	55	役員賞与引当金	91
繰延税金資産	1,385	完成工事補償引当金	82
その他	822	工事損失引当金	959
貸倒引当金	△267	その他	2,705
流動資産合計	65,111	流動負債合計	50,227
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物・構築物	6,459	リース債務	56
機械・運搬具・工具器具備品	1,047	繰延税金負債	2,723
土地	584	退職給付に係る負債	775
リース資産	78	その他	43
減価償却累計額	△5,100	固定負債合計	3,998
有形固定資産合計	3,069	負債合計	54,226
無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	233	株主資本	
リース資産	33	資本金	5,158
その他	7	資本剰余金	6,887
無形固定資産合計	275	利益剰余金	18,964
投資その他の資産		自己株式	△852
投資有価証券	20,160	株主資本合計	30,158
繰延税金資産	81	その他の包括利益累計額	
その他	3,055	その他有価証券評価差額金	6,708
貸倒引当金	△131	為替換算調整勘定	461
投資その他の資産合計	23,166	退職給付に係る調整累計額	68
固定資産合計	26,510	その他の包括利益累計額合計	7,237
資産合計	91,622	純資産合計	37,396
		負債純資産合計	91,622

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完成工事高		97,329
完成工事原価		87,468
完成工事総利益		9,860
販売費及び一般管理費		6,455
営業利益		3,405
営業外収益		
受取利息	118	
受取配当金	234	
保険収益	11	
その他	29	393
営業外費用		
支払利息	37	
前払金保証料	5	
為替差損	46	
その他	6	96
経常利益		3,702
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	138	
投資有価証券償還益	54	198
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	95	
減損損失	28	129
税金等調整前当期純利益		3,771
法人税、住民税及び事業税	1,611	
法人税等調整額	△195	1,415
当期純利益		2,355
親会社株主に帰属する当期純利益		2,355

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	5,158	6,887	17,232	△26	29,251
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△623		△623
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,355		2,355
自己株式の取得				△825	△825
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,732	△825	906
平成28年3月31日残高	5,158	6,887	18,964	△852	30,158

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
平成27年4月1日残高	8,104	609	102	8,815	38,067
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△623
親会社株主に帰属する 当期純利益					2,355
自己株式の取得					△825
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△1,396	△147	△34	△1,578	△1,578
連結会計年度中の変動額合計	△1,396	△147	△34	△1,578	△671
平成28年3月31日残高	6,708	461	68	7,237	37,396

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額		科 目		金 額	
<b>(資産の部)</b>				<b>(負債の部)</b>			
<b>流動資産</b>				<b>流動負債</b>			
現金預手		4,088		支払手形		1,465	
受取記録債		523		工事未払金		30,633	
完成工事未収入		2,995		短期借入金		9,750	
有価証券		48,206		繰上債		32	
未成工事支出		404		未払費用		46	
その他たな卸資産		639		未払法人税等		2,204	
前繰延税金資産		18		未成工事引当金		1,213	
関係会社短期貸付金		231		未預り引当金		981	
立替の引当金		1,320		役員賞与引当金		120	
そ		240		完成工事補償引当金		90	
貸倒資産合計		52		完工事損失引当金		78	
		468		工		959	
		△260		そ		22	
		58,929		流動負債合計		47,599	
<b>固定資産</b>				<b>固定負債</b>			
有形固定資産				長期借入金		400	
建物	5,908			繰上債		56	
減価償却累計額	△3,725	2,182		繰延税金負債		2,606	
構築物	457	40		退職給付引当金		701	
減価償却累計額	△416	0		その他		0	
機械装置	54			固定負債合計		3,764	
減価償却累計額	△54			<b>負債合計</b>		<b>51,364</b>	
車両運搬具	4						
減価償却累計額	△4	0					
工具・備品	864						
減価償却累計額	△749	114					
土地	78	510					
減価償却累計額	△39	38		<b>(純資産の部)</b>			
有形固定資産合計		2,887		<b>株主資本</b>			
無形固定資産				資本金		5,158	
借入地権		2		資本剰余金			
ソフトウェア		201		資本準備金		6,887	
リース資産		33		資本剰余金合計		6,887	
そ		4		<b>利益剰余金</b>			
無形固定資産合計		242		利益準備金		593	
<b>投資その他の資産</b>				その他利益剰余金			
投資有価証券		20,152		別途積立金		11,740	
関係会社株		105		繰越利益剰余金		4,542	
出資		1		利益剰余金合計		16,875	
関係会社出資金		996		<b>自己株式</b>		△852	
従業員長期貸付金		259		株主資本合計		28,069	
長期滞留債権		67		評価・換算差額等			
長期前払費用		10		その他有価証券評価差額金		6,705	
長期保証金		837		評価・換算差額等合計		6,705	
長期保険料		1,757		<b>純資産合計</b>		<b>34,775</b>	
そ		23					
貸倒引当金		△131		<b>負債純資産合計</b>		<b>86,139</b>	
投資その他の資産合計		24,080					
固定資産合計		27,210					
<b>資産合計</b>		<b>86,139</b>					

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		90,083
完成工事原価		81,488
完成工事総利益		8,595
販売費及び一般管理費		5,745
営業利益		2,850
営業外収益		
受取利息	9	
有価証券利息	57	
受取配当金	386	
その他の他	43	496
営業外費用		
支払利息	23	
前払金保証料	5	
為替差損	6	
その他の他	4	39
経常利益		3,307
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	138	
投資有価証券償還益	54	198
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	95	
減損損失	28	128
税引前当期純利益		3,376
法人税、住民税及び事業税	1,433	
法人税等調整額	△149	1,284
当期純利益		2,092

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	5,158	6,887	6,887
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成28年3月31日残高	5,158	6,887	6,887

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成27年4月1日残高	593	11,740	3,073	15,407	△26	27,426
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△623	△623		△623
当期純利益			2,092	2,092		2,092
自己株式の取得					△825	△825
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	-	-	1,468	1,468	△825	643
平成28年3月31日残高	593	11,740	4,542	16,875	△852	28,069

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成27年4月1日残高	8,100	8,100	35,527
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△623
当期純利益			2,092
自己株式の取得			△825
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△1,394	△1,394	△1,394
事業年度中の変動額合計	△1,394	△1,394	△751
平成28年3月31日残高	6,705	6,705	34,775

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

新日本空調株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

新日本空調株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 城戸和弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水野博嗣 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関し、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。監査役会といたしましては、当社が策定した再発防止とコンプライアンス体制強化の諸施策が実施されていることを確認しております。今後とも、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

新日本空調株式会社 監査役会

常勤監査役 山田 勇 夫<sup>㊟</sup>

常勤監査役 壺岐尾 透<sup>㊟</sup>

監査役 鶴野 隆 一<sup>㊟</sup>

監査役 城之尾 辰 美<sup>㊟</sup>

(注) 監査役壺岐尾透、鶴野隆一および城之尾辰美は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場  
東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

地下鉄………… 東京メトロ ● 銀座線、● 東西線、都営地下鉄 ● 浅草線  
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約2分



人と空気と環境と  
新日本空調



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。